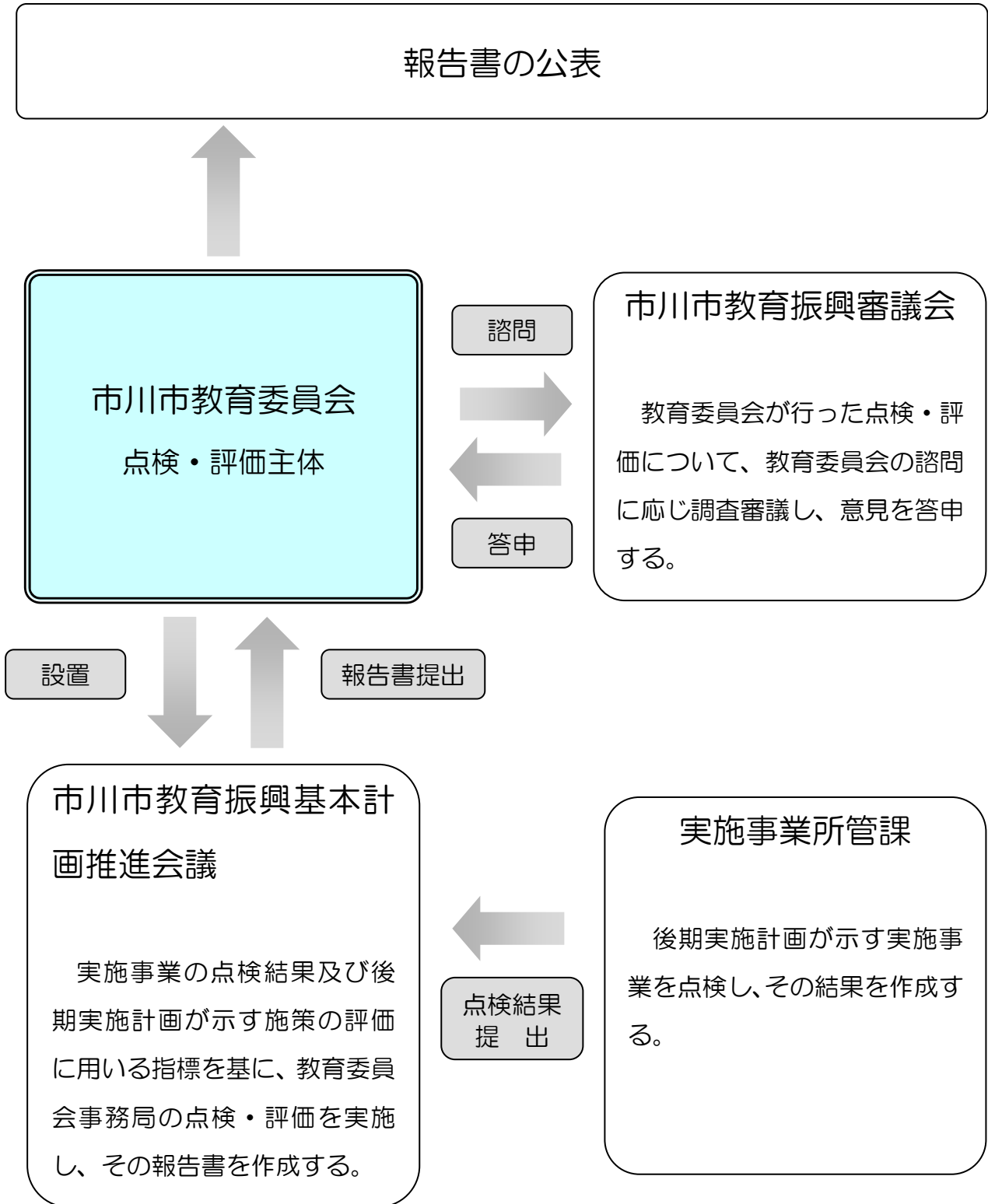


5 資料

1 点検・評価体制



2 審議会について

(1) 設置根拠

市川市教育振興審議会設置条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 学校教育の関係者

(3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者

(4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

(2) 委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 (第1号委員)	大熊 徹	東京学芸大学名誉教授
	前田 泰弘	和洋女子大学准教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	油井 宏子	NHK学園講師
学校教育の関係者 (第2号委員)	佐藤 菊弥	前市川市立第八中学校校長
	齊藤 雅代	市川市立大洲幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校 又は特別支援学校に在学 する幼児、児童又は生徒 の保護者(第3号委員)	ハリス 貴子	市川市立下貝塚中学校PTA会長
	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校PTA副会長
地域における教育の向上 に資する活動を行う者 (第4号委員)	角谷 好枝	コミュニティクラブ推進会議委員
	中村 心江	元市川市教育委員会委員

3 審議会への諮問及び答申

(1) 諮問書

市川第 20150424-0225 号

平成 27 年 5 月 21 日

市川市教育振興審議会

会長 大熊 徹 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸惠



平成 26 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条第 1 項の規定に基づく平成 26 年度の教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等を行うに当たり、同条
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添諮問
資料）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成 27 年 5 月 28 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 中 庸 惠 様

市 川 市 教 育 振 興 審 議 会
会 長 大 熊 徹

平成 26 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付け市川第 20150424 - 0225 号で市川市教育振興審
議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結
果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定
に基づき答申いたします。

記

答 申 教育委員会が行った点検及び評価は、おおむね妥当である。

ただし、次に掲げる施策については、再考されたい。

- 1 施策 1 - 1 - 4 体験活動の充実
- 2 施策 1 - 3 - 1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの
推進
- 3 施策 1 - 4 - 3 キャリア教育の推進
- 4 施策 1 - 5 - 1 歴史や文化に関する教育の推進
- 5 施策 2 - 4 - 2 家庭・地域と連携した学校の活性化
- 6 施策 3 - 1 - 1 生きる力の基礎を育む教育の推進

また、点検及び評価の結果に関する報告書の記載に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- 1 表現を統一すること。
- 2 専門的な用語については、同一ページに用語解説を記載すること。

1 審議経過

本審議会は、平成27年5月21日、教育委員会から「平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく平成26年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書」の提示を受けたところであるが、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26年1月策定）を対象として、平成26年度重点事業を所管する課等が当該重点事業の点検を行った上、教育委員会事務局が点検及び評価を行い、その後、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

2 答申理由

本答申のうち、施策の評価について、再考を求める理由は、以下のとおりである。

(1) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-1-4 体験活動の充実

成果指標「『コミュニティクラブの活動を楽しむことができた』と回答するコミュニティクラブ体験活動参加者の割合」の現状は、目標値に達しているものの、平成25年度の現状値を下回っている。

参加人数は増加傾向にあるにもかかわらず、満足度は低下傾向にあることとの因果関係が不明であり、今後も参加者の満足度が低下する場合には、その原因を把握し施策の改善を図る必要があると考える。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

② 施策1-3-1 望ましい生活習慣を身に付ける取り組みの推進

本施策については、規則正しい生活習慣の習得は、学校における生活指導のみでは限界があり、家庭の協力が不可欠であるとして、「家庭への啓発が課題である」とし、「家庭との連携を進める」としているが、その具体策は示されていない。

家庭への啓発は、主に学校が発信する通知によることが想定されるが、栄養教諭が給食便りに食育に加えて生活習慣の重要性を記載するなど、異なる分野の方々の協力も得ながら、あらゆる機会を利用して啓発に努め、家庭との連携を進めることが有効であると考えます。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

③ 施策1-4-3 キャリア教育の推進

成果指標「『将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある』と回答する児童生徒の割合」の現状は、平成25年度の現状値を下回っている。

中学校においては職場体験を行っており、生徒が希望する職業の受入企業を確保し、全てのニーズに対応することは困難な状況にあると

のことであるが、生徒が具体的にやりたい仕事を自覚するためには、体験は重要であり、この現状も課題と考えられる。

この課題を解消するためには、受入企業の開発が重要であり、学校支援コーディネーターとの連携などにより、受入企業の開発を進める必要がある。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

④ 施策 1-5-1 歴史や文化に関する教育の推進

本施策については、「児童生徒の地域への関心の低さが課題である」とし、「地域への関心を高める工夫が必要である」としているが、その具体策は示されていない。

小学校中学年では副読本『わたしたちの市川』を活用し、中学校では地域の歴史について古地図を活用して学習するなど地域への関心を高める工夫をしているようであるが、子どもの地域への関心を高めるには、文書だけに頼るのではなく、できる限り現物、実物に触れる体験が重要であると考えられる。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

(2) 基本的方向 2 家庭・学校・地域の姿

① 施策 2-4-2 家庭・地域と連携した学校の活性化

成果指標「『PTA活動や家庭教育学級に積極的に参加している』と回答する保護者の割合」の現状値は、目標値を大きく下回っている。

授業参観や部活動指導などもPTA活動と考えられるものの、保護者は、PTA活動イコールPTA役員になることと認識していると考えられる。

そこで、保護者に対し、PTA活動は、PTA役員になるという意味ではなく、授業参観に参加するなど学校に足を運ぶことも含まれることを周知するなど、保護者の意識を変える方策を検討する必要がある。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

(3) 基本的方向 3 市川の教育の姿

① 「施策 3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進」

重点事業「幼稚園教諭の研修の実施」の進捗は、参加者数が少なかったことを主な理由に「C 計画どおりに進めたが、効果が見られなかった」としている。

しかしながら、計画は「公私立幼稚園教諭と公私立保育園保育士の合同研修の機会を確立していく。」とし、その実績として、参加者数は少なかったものの、計画通り実施され、また、「幼稚園教諭等の研修所管課において、課題について共通認識を図ることができた」としており、一定の成果が得られていると考える。

したがって、本事業の進捗は、「B 計画通り進め、効果が見られた」とすることが適当である。

(4) 点検及び評価の結果に関する報告書の記載への配慮

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

そして、点検及び評価は、「教育委員会点検・評価報告書」の「1 点検・評価の概要」の「1 目的」にあるとおり、市民への説明責任を果たし、教育の一層の推進を図ることを目的としている。

したがって、公表することとなる点検・評価報告書の内容は、市民に、わかりやすく、かつ、正確に伝えることが重要である。

3 今後の施策の推進に関する意見

(1) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-1-3 道徳教育の推進

成果指標「学校におけるいじめの認知件数」の現状は、平成25年度の現状値から半減し、目標値も達成している。

全国的に増加傾向にあるという報道がある中、この結果は、学校支援コーディネーターとしていじめに類する事案を学校に報告するとそれが改善された事例もあり、先生方の努力によるものと考ええる。

いじめはあってはならないものであり、目標値にとらわれずさらなる減少に努めていただきたい。

② 施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進

成果指標「児童生徒の実態に応じ、生徒指導の機能を生かした授業づくりに取り組んでいる学校・教職員の割合」の現状は、概ね平成25年度の現状値と同様の状況にある。

小学校においては、生徒指導の機能を生かした授業や子どもによる子ども中心の授業が日常的に行われているところ、中学校においては、高校受験を踏まえた指導を行う必要もあり、困難な状況にあるとは認識しているが、改善に努めていただきたい。

③ 施策1-4-4 防災教育の推進

教育委員会は、「災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力の育成に課題がある」とし、「具体的な危機回避能力を育成していくとともに、『塩浜ふるさと防災科』の成果を広める」としている。

本市は、小学校を地域防災拠点としているため、地域において、防災訓練などにより小学生の防災意識の高揚は図れるものの、災害時に戦力となりうる中学生については、参加が少なく、その機会を逸している状況にあるが、災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力は、発達段階に応じて育成する必要があると考える。

「塩浜ふるさと防災科」は、塩浜学園において、小学校及び中学校の9年間を見通した防災教育を行うとのことであるので、その結果が広く波及されることを期待する。

④ 施策1-5-1 歴史や文化に関する教育の推進

成果指標「教職員対象の研修会の参加人数」の現状は、平成25年度の現状値から増加し、目標値も達成している。

教職員の市川市の歴史や文化に関する意識が高まり、その指導を受けた児童生徒の関心も高まると考えられることから、引き続き、教職員研修の充実を図っていただきたい。

(2) 基本的方向2 家庭・学校・地域の姿

① 施策2-4-1 家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進

成果指標「学校支援コーディネーターを配置した学校数及び人数」は、目標値に向けて増加しているが、活用していただく学校や地域に対する啓発も行っていただきたい。

(3) 基本的方向3 市川の教育の姿

① 施策3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進

障害のある子どもを持つ保護者は、小学校入学時にその子どもの将来について迷うことが多くある。

本施策に基づく「ひまわり学級（特別支援学級）の充実」においては、保護者が障害のある子どもの将来を考える手助けをしていただくことを期待する。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	大熊 徹
副会長	佐藤 菊弥
委 員	前田 泰弘
委 員	渡邊 智子
委 員	油井 宏子
委 員	齊藤 雅代
委 員	ハリス 貴子
委 員	晒科 里美
委 員	角谷 好枝
委 員	中村ふじ江

4 点検・評価の経過

年 月 日	概 要
平成27年3・4月	重点事業担当課が、重点事業の点検を実施
4月16・17日	市川市教育振興基本計画推進会議（教育次長並びに教育委員会事務局各部の部長、次長、教育政策室長及び筆頭課長で組織）が、重点事業の点検及び施策の評価を実施
5月 7日	教育委員会が、市川市教育振興基本計画推進会議の点検・評価結果を基に、点検・評価を実施
5月21日	教育委員会が、教育委員会の点検・評価の結果について、審議会に諮問し、審議会が調査審議
5月28日	審議会が、教育委員会の点検・評価の結果に対する意見を答申
6月 4日	教育委員会が、審議会の答申を踏まえ、点検・評価を実施し、本報告書を決定